

鳥取県スポーツセンター設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第34号

鳥取県スポーツセンター設置条例を廃止する条例

鳥取県スポーツセンター設置条例（平成7年鳥取県条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。